

(保 36) F
平成 23 年 4 月 18 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災者に係る
医療機関での受診・窓口負担について

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により、被保険者証等を紛失した場合など、医療機関の窓口で被保険者証等を提示できない場合であっても、保険診療を受けることが可能であること、被災者の方で一定の条件に該当すれば、保険診療を受けた際、窓口での一部負担金等の支払いが不要であること、被保険者証等の提示がなく、保険者が特定できない患者の診療報酬についても、全額医療機関に支払われること等、当該地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いにつきましては、逐次ご連絡申し上げているところでありますが、今般、別添のとおり厚生労働省保険局医療課より、当該地震による被災者に係る医療機関での受診・窓口負担につきまして、再度周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員に対し改めて周知方ご協力をお願い申し上げます。

< 添付資料 >

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る医療機関での
受診・窓口負担について（周知）

（平 23. 4. 15 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）